

平成19年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成19年9月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成19年9月14日 9時32分			議長	坂口久信
	閉会	平成19年9月14日 13時41分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	税務課長	桑原 達彦		
	副町長	木下 慶猛	建設課長兼土地改良課長	永渕 孝幸		
	収入役	矢壁 稔	収入役室長	坂本 豊		
	教育長	陣内 碩泰	支所長	新宮 義晃		
	総務課長	岡 靖則	農業委員会事務局長	中島 末博		
	企画商工課長	佐藤 慎一	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	財政課長	大串 君義	公民館長	寺田 恵子		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	太良病院事務長	每原 哲也		
	健康増進課長	江口 司	太良病院長	古賀 俊六		
	環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	土井 康彦		
農林水産課長	高田 由夫					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成19年9月14日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第2号 | 平成18年度町立太良病院事業会計継続費精算報告について |
| 日程第2 | 議案第52号 | 政治倫理の確立のための太良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第53号 | 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第54号 | 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第55号 | 太良町中山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第56号 | 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第57号 | 太良町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第58号 | 太良町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第59号 | 太良町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第60号 | 太良町健康の森公園の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第61号 | 竹崎城址展望台公園の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第62号 | 太良町特産品等展示販売所の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第63号 | 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について |
| 日程第14 | 議案第64号 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について |
| 日程第15 | 議案第65号 | 平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第66号 | 平成18年度町立太良病院事業会計決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第67号 | 平成18年度太良町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第68号 | 平成18年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第69号 | 平成18年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 | 議案第70号 | 平成18年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第21 議案第71号 平成18年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第72号 平成18年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第73号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第74号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第75号 平成19年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第76号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第77号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第78号 平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第79号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について

（追加日程）

- 日程第30 議案第80号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負変更契約の締結について

午前9時32分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第2号 平成18年度町立太良病院事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

太良病院の建設にかかわって全体計画と実績ということで報告がなされておりますが、この補助、国、県の補助事業がプラス1,212千円ということで、これはいいことですね。確かに余計いただいたということですので、事務局大変頑張っていたと思います。その補助率が変わったのか、どういう方向でこうふえたのかですね。

それと、いわゆる当年度損益勘定留保資金が85,880千円マイナスという報告でございますが、これは繰り返しになるかと思いますが、ここの説明をいただきたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず1点目の補助金が1,212千円ふえたということに関しましては、これは6月議会のごときに専決処分で補助額がふえましたということで補正をいたしました。その分と、3月のときにちょっと1つそれを、もう少し詳しく言いますと、6月の専決処分のごときに1,012千円補助金がふえたということでその分を計上したことと、3月に110千円の補助があったんですが、それをちょっと漏らしておいたということで、その2つを合計して1,212千円の増になったということでございます。

それから留保資金の件なんですけれども、これにつきましては、予算の段階で、もしかして工事費が何らかの理由によって工事のやり直しとか、そういうことが起こり得ることを想定して若干多目に工事費を組んでおいたということでございます。それが、3年間積み上げて、この差額に85,000千円ぐらいの減になったということでございます。

○9番（末次利男君）

いよいよもってこの太良病院の大体事業が完了したということでの報告でございますが、今回、新議員もおられることでありますし、これは詳細、もし詳細をいわゆるここで上がっているのは2,389,000千円ですかね、この額が上がっておるんですけれども、関連工事がずっとあったわけですね。土地購入費から、あるいは本体工事の中でも、本体がどのくらいなのか。あるいは機械器具類の購入費がどのくらいなのか。それと外構工事、それから医師住宅、あるいは車庫とかいろんな附帯工事があるわけなんですけれども、ここらをもうちょっと審議の過程で我々はやっとするわけなんですけれども、新しい方はなかなか全くそこら辺がわからないわけですので、その辺は親切で、詳細にはいいと思いますけれども、大体のところを全体の予算執行状況を教えていただければと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、この事業につきましては、3カ年、16年度から18年度ということでございますが、その前に既に14年度からその準備段階が始まっております。平成14年度に基本設計をまず行っております。この基本設計というのは、大まかにどういう病院にするかという大まかな設計なんですけれども、これに大体、その基本設計をやってもらう会社等を決めるためにプロポーザルという方式で、山下設計という全国でも5番目ぐらいの設計会社に決定をいたしまして、その報償費、それに10社ぐらい参加してもらったんですけれども、その報償費等も含めて13,000千円程度、まず14年度で使っております。

それから、15年度に用地購入費、今の病院の建っているところが民有地でしたので、それ

から家等も三、四軒ありましたので、その用地等の購入をやっております。それから、15年度中に実施設計も行っております。その合計額で235,000千円程度使っております。

今回の継続費の16年度から18年度の分ですけれども、本体工事に1,692,000千円程度使っております。それから、病院の外構工事ですけれども、これに98,000千円ですね。これは、一けたまではちょっと申し上げません、概略の言い方で言っております。それから、医師住宅に98,000千円ですね。それから、機械備品に285,000千円、それから土地の造成、病院を建てる時とか医師住宅をつくる時の造成、それと病院の解体費、これに60,000千円、それから、設計と設計監理委託料ということで67,000千円、68,000千円ぐらいです。それから、総経費と申しまして、これらを建てるに当たっているような事務的な雑用が発生いたします。それにつきましては17,000千円程度、それから、もろもろその途中で設計の中に入っていなかった小さな工事等があります。その工事に10,000千円程度と、以上で大体、14年度から入れますと総額25億程度かかっておると、2,530,000千円かかっておると、そういう状況でございます。

○10番（山口光章君）

今の関連ですけれども、そういったことを今説明していただきましたけれども、非常にメモをしづらいという方もおられると思いますので、もしよかったら、差し支えなかったら、ちょっとしたあれにまとめて配付していただければいいと思いますけど、よろしいですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

はい、では、そのようにいたします。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

報告第2号 平成18年度町立太良病院事業会計継続費精算報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第52号

○議長（坂口久信君）

日程第2．議案第52号 政治倫理の確立のための太良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

どのように改正されたのか、改正された部分の説明をお願いいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

皆さんのお手元の議題の別紙のところに書いておりますけど、それとほかに新旧対照表をお手元のほうにお配りしているかと思っておりますけれども、今回は政治倫理の確立、国の法律が変わりまして、これが平成18年6月14日に法律が改正をされました。それに伴い改正をしたわけですが、このもとになっているのは郵政民営化に伴う法律の改正、それと証券取引法の改正に伴い、文言等を改正をしたいということで、郵便貯金とかありましたけれども、そういうのが今後なくなるということで今回改正をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第52号 政治倫理の確立のための太良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第53号

○議長（坂口久信君）

日程第3．議案第53号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第53号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第54号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第55号 太良町中山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

設置及び管理に関する条例の制定となっておりますけれども、委託料関係はどうなっていますか、以前と変わらぬまま、ちょっと、そこら辺から。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

3月の新年度予算で出す指定管理者委託料の件でしょうか。お尋ねの件は、3月で出す指定管理者委託管理料の総額でしょうか、それとも、今現在出している一部管理委託料の額でしょうか。（「両方とももしよかったら」と呼ぶ者あり）

そしたら、一部管理委託料、現在出している予算ベースで申し上げますと、賃金等が、済みません、キャンプ場管理委託料として816千円出しております。あとの今後この条例が指定管理者制度の導入に伴う条例の制定を9月でいたしまして、募集をして、指定管理者の指定を12月でいたします。その後、3月ではその指定管理者と実際に結ぶ指定管理委託料というのがございます。それについては3月の議会で予算を新年度予算で提案いたしますので、今は先ほど申し上げた中山キャンプ場に係る経費、予算で言えば平成19年度は総額で1,700千円ばかりかかっております。これを参考指標として募集要項にかけて、この予算を参考にして、今度応募される指定団体、あるいは法人の方が事業計画と収支計画を出されて、それを役場が評価をして選定という形になりますので、今のところ、来年3月に新年度予算で提案する指定管理委託料というのはちょっと基礎がございませんので、今のところははじけないというのが実情であります。

○10番（山口光章君）

ちょっと去年、そのキャンプ場をちょっと拝見した経緯がございますけれども、設備の面でいろいろな補修とかするような部分が幾らか出てきているのではないかと感じまして、そういう面では、やはり今後指定管理者制度になった場合、来年度にでもキャンプの行楽シーズンを目の前にして、その計画はどのように立てておられますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これは、キャンプ場に限らず、今回出している施設すべてに共通する事項かと思っておりますけれども、一応指定管理委託料の中に修繕費は含めております。その場合のリスク分担、これは各施設によって、例えば修繕費が300千円以内なら指定管理者でしてくださいとか、あるいは300千円以上を超える修繕については町がしますとか、そういうふうなものを協定の中で取り決めに詳細にしまして、一応300千円までは指定管理委託料の中に含めてするという施設もありますし、それはもう町でしますよと、修繕の場合は町でしますよという契約もするところもあります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○8番（久保繁幸君）

3条の行為の禁止のところ、11番に「前各号のほか、管理に支障のある行為」、ほかにもどのようなことが考えられますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

この条項は、一応(1)から(10)番まで、こういうことは想定できますけれども、このほかにも何か特殊な事情が発生したときに適用する条項ということで解釈していただければと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第55号 太良町中山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6～第7 議案第56号～議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第56号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7. 議案第57号 太良町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑願います。質疑の方ありませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第56号 太良町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第57号 太良町にB & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第58号 太良町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第58号 太良町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第59号 太良町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第59号 太良町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第60号 太良町健康の森公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

健康の森公園におととい行って、ちょっといろいろ見て回りましたが、指定管理者制度に入る前に、遊具はどうってことなかったんですけど、草スキー場、あれは見られたことありますか、最近。ロープが張ってありますよね、入り口に。それで、もうちょっと遊べる状態じゃないというような傾向でした。そして、スキーもないし、あれはちょっとどうせなら、もう何か木でも植えた方がかえっていいのじゃないかと思うような光景でしたけれども、あのロープを張ってある理由はどういうことで、そしてまた今後どうされるのか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

草スキー場の件でございますけれども、議員御指摘のとおり、人工芝がはげまして、使えるような状態ではないような状態でございます。それで、ロープを張っておったのは、もし、そこに来られた方が利用されてけがでもされたら困るというようなことで、一応使用を控えていただくためにロープを張っております。

それで、今後の方針としては、もう草スキー場、修理等費用がかかりますので閉鎖の方向で検討を今からいたしているところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

それはそれでいいといたしましても、いつまでもほっぽらかさないように心がけてくださ

それで、もうちかっと、どこらをどうするのかはわかりませんが、この指定管理者に出すときに検討していただきたいのは、本当に集約した管理体制というのをとっていかんと、もう今後なかなか難しいんじゃないかなと。もう全体をぼやけて管理しても、公園らしくないですよ、あれは。そいけん、もっと公園らしい、公園で残すなら公園らしい、やっぱり管理体制をせんばいかんし、そういうことであれば、面積をもっと集約せんばいかんという状況が、これはもう大きな問題だろうと思いますので、そこらを十分検討しながら管理して、指定管理にする場合は決断を下していただきたいなという感じがいたしております。

その点についてはなかなか今即答は難しいと思いますが、十分検討していただきたいと思っています。

○農林水産課長（高田由夫君）

草スキー場の跡地と、ただいま末次議員から指摘されました規模の面につきましても、今後上司とともに検討していきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第60号 太良町健康の森公園の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第61号 竹崎城址展望台公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

今、竹崎城の展望台のほう、旅館組合のほうで年2回、清掃、除草作業をやっておりますが、このような指定管理者になった場合は、この除草作業等はどのようにになりますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

指定管理者ということで、管理が町から指定管理者に移るわけですがけれども、一応この竹

崎城址の歴史的な背景を見て、今現在旅館組合のほうで年2回草刈り等の清掃活動をボランティア的に行っていただいておりますけれども、これについては要望としてはボランティア活動でございますので、ぜひ引き続き、指定管理者が変わろうともしていただければ、非常に施設を管理する面からすれば助かるなというふうに感じております。

○8番（久保繁幸君）

ちょっと8条の件でお尋ねいたしますが、権利の譲渡等の禁止、その中で中ほどに「若しくは転貸しはできない」というようなことを書いてありますが、今、花等を植えとるところ、観光農園等々をする人が仮におったとしますよね。何か芋を植えたり、よそから来て、そういうのにいろいろな今花、花代も大分かかっておりますよね。そういうのも管理もその人たちがやっていただくような、観光農園として仮に申し込みがあった場合、そういうときはどうなりますか、このような指定管理者になった場合は。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

管理を行う上で、当然そういうふうな申し込み等々もあろうかと思えます。基本的に指定管理者にゆだねるのは団体及び法人というふうな形になっておりますので、団体の方で専門的な技術が必要なおときには一部委託はできます、指定管理者が。

そういうふうなちょっとしたボランティア的な運動でそういうふうな委託というのは、協定書を結ぶときに詳細については決定していけたらと思っております。

○10番（山口光章君）

大体この展望台公園に年間どれぐらいの方々がお見えになっているのか、把握しておられますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まことに申しわけありませんが、資料として持ってきておりませんので後ほど業務日誌は報告していただいておりますので……。〔「業務日誌」と呼ぶ者あり〕はい、後ほど——済みません、決算資料がございました。

竹崎城址展望台については、3年間、参考までに申し上げますけれども、平成18年度では2万8,539人、平成17年度で3万4,495人、16年度が3万4,868人ということで、平成17年度からすれば18年度は落ち込んでいるというふうな状況です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第61号 竹崎城址展望台公園の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第62号 太良町特産品等展示販売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

第7条についてお尋ねいたします。

「展示販売所を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない」ということになっておりますが、これは太良町が直営でやった場合の別表でしょうか。それとも、委託された法人、団体がこういうふうにして必ずしなさいという、これは条例になりますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的な考え方で、ここであたわれている使用料と、後ほど指定管理者が徴収する利用料については一緒です。町が取る場合は使用料、指定管理者に町のそういうふうな使用料の徴収をする場合は利用料というふうな形で基本的には一緒ということで、基本的に町が最初に考え方としてこの条例をつくる時に、町が管理をしている公の施設で使用料としてはそこに出店される方々からこういうふうな使用料を取りますよということを使ってくださいということとして、この後、指定管理者に指定した場合は、その収入は指定管理者の利用として運営に使ってくださいという解釈でこの条例を立てております。

○5番（牟田則雄君）

これからいきますと、指定を受けた人の自主性はもう条例でこういうふうに定められたら自主性がなくなると思いますが、その点はどうでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

町の施設を、公の施設を貸す条件としてそういうふうな団体にお任せするというので、一応町として運営をしておったということ解釈をしていただければと思います。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、その後のことは協定書か何かの中でうたうということでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

条例をまず制定して、指定管理者の指定制度を敷いたときに具体的な運営とか管理については、ある程度町とその指定管理者と協議をしながらやっていくということになります。

○5番（牟田則雄君）

それに関連することですが、太良町の指定管理者の選定委員会設置要領ということで、その中にこの要綱は公正性及び透明性を確保するためということで、選定委員をこの人たちにするということがここに上がっておりますが、その選定委員が副町長、教育長、総務課長、財政課長、企画商工課長、その選定時の所管する課長ということになっておりますが、民間人が一人も入っていないわけですね。それと、しおさい館の選定のときに、インターネット上でだけ応募があったということで、これはこの透明性を確保するということにはほど遠いことだったと思いますので、そこら辺はどう考えておられるかお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

組織については選定委員会設置要領ということで、一応役場内の先ほど申し上げられたメンバーで組織をつくって、基本的にはその人たちが自分勝手に言うわけじゃなくて、評価基準というのをつくって、その評価基準についても規則で定めております。その前には条例で評価基準を定めて選定をなささいということでしておりますので、それに基づいて選定をします。

公の施設ですから、基本的に民間の人を入れた場合、それに利害のある方たちを委員として入れなければいけませんけれども、基本的には指定管理者の制度と、公の施設を委託するということが、こういうふうな形で選定委員については役場内から選んでいるということで解釈をしております。

それと2点目の前回のしおさい館の応募、あれですけれども、基本的に前回は9月議会で御提案申し上げまして中旬ぐらいに議決をいただいたわけですが、基本的に応募の関係で前回は10月の下旬からしたわけですね。その場合、町報がもう御存じのとおり13日前後の発行ですから、各御家庭に回るのが一応その二、三日後ぐらいになるのかなということで、町報が実際各家庭に届いたときには、ただいま指定管理者を募集しておりますというふうな形になっておりますので、基本的にはチラシ等々の形で応募すればよかったんでしょうけれども、一応前回はインターネット上と役場の公示場所に募集要項及び仕様書を置かせて募集をしたので、これが基本的に指定管理者となる資格が団体及び法人ということでなっておりますので、個人を対象とした募集ではございませんでしたので、そういうところで、そういうふうな形でした経緯がありますけれども、基本的には御指摘のとおり、それについては

配慮が欠けておったということで、今回は一応町報の発行時期に合わせまして募集を14日やったかな、大体14日から……。 （「15日」と呼ぶ者あり）15日から大体1カ月余りを募集期間としてとっておって、方法としては町報と、それにホームページ、それと役場の施設内と。

それで、簡単に募集要項をつくりまして、もし詳しい方がおられましたら、直接資料を送付するとかなんとかという手段をとって努めていきたいと考えております。

○9番（末次利男君）

これは開所以来2年目ということですが、ここに太良町物品販売展示販売所という位置づけがされておりますが、これは町内のいわゆる地場産率、あそこに展示されている地場産率、これを限りなく高めていくということが、やっぱりこれからの大きな課題だろうと思います。

しかしながら一方では、まだそこまで至っとらんときはやっぱりどうしても品ぞろえが大事なんですから、そこらはもうやむを得ないところがありますけれども、そういう状況は、今のところ、町が直接関与しとらんのですからですけれども、情報としてどれくらい、どのような地場産率を高める努力はどうされておるのか。ここらもちょっとお尋ねしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

直接先ほど今の御質問のとおり、直接運営、経営面には一応参与しておりませんので詳しくはわかりませんが、議員御質問のとおり、テーマは地産地消、地場産業の形ということで、従来、このたらふく館については、ほかの議員からもせっかく出しても展示する場所が少なかったりとかいろいろな御指摘もあっておりますので、町としてもそういうふうな要望にこたえるべく、またたらふく館はたらふく館としてこたえるべく、げやを通したりとかなんとかして工夫をされております。

基本的に今後はやっぱり知恵が出てくると、運営していく間に知恵が出てくるということで、できるだけ自分で生産者の方が出した品物が完売できるような形で、生産計画とか出荷計画をきちっと管理をして品ぞろえをしていくと。できるだけ地場の産品、特産品を町外の方にPRしていくと。そして同時に、町内の方にも愛していただく、利用していただくというふうなスタンスはやっぱり忘れてはならないと考えておりますので、そういうふうな形で運営をしていただければなと思っております。

○9番（末次利男君）

今回、全協あたりで説明もありましたとおり、このJR振興策によって再度その増築と、トイレ、周辺整備ということも説明を受けておりますが、今出荷者のお話を聞くと、いい場所に陳列の場がなとか、いろんなちよっと手狭という御意見も伺っておりますので、ぜひともそういう将来計画のもとに地産地消、地場産を、やっぱり太良町が潤うことが前提でございまして、売れることが前提じゃなくて、太良町民が利用して、出荷にしても購買にし

でも、そういったにぎわいの場所というところに成長していかなければならないと思いますので、そういったことはぜひひとつ役場も関与して、やっぱり地場産率を高めていくということ、ひいては太良町の活性化につながるんだという基本的な考え方で関与していただきたいと思います。

○8番（久保繁幸君）

開館時間の問題なんですが、冬場と夏場は検討されてはいかがかと思いますが、今現在ここに書いてあるのは9時から午後6時までとしてありますが、夏場にしますと8時まで明るうございます。その辺も検討されてはと思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

基本的にこれはあくまでも町の管理を想定した場合ということで、今後こういうふうな詳細については実際指定管理者と協議を設けまして、冬場時間、夏場時間、そういうものは協議、協定によって随時変更はできると思います。

○7番（見陣泰幸君）

前は法人団体ということでしたけど、今回55号から62号までは個人も当てはまるのか、あくまでも法人団体だけなのか質問します。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この指定管理者制度を委託できるのは、団体及び法人となっております。

○7番（見陣泰幸君）

はい、わかりました。

そして、前回出された指定管理者ですけど、参考のためにどのような利点があったのか、そこら辺はどうですかね、わかればお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

昨年度、火葬場のほうを指定管理にいたしましたところ、経費の面で700千円ほどの削減ができています。

以上です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

しおさい館のほうを19年度から指定管理者として指定をしておりますが、サービスの向上というようなことで、ホールのほうにマッサージ機等を配置をして利用者の方々から大変御好評であるというようなことです。それから、あとは行政コストの削減と、あとその削減した分を新たに障害者自立支援の業務とか、介護保険の地域包括支援センターのほうへシフト

をして、そういう行政事務の効果があつたというふうを考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第62号 太良町特産品等展示販売所の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第63号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第64号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは数の減少によつての議案だろうと思ひますけれども、この医療費というものは年々増加の一途ということで、これは今後大変なことであると思ひております。そういった中で、後期高齢者、いわゆる75歳以上も切り離すということになっていると思ひますが、18年度決算を見ても1人当たり751千円かかっているという状況で、年々これはもう30千円から50千円、1人当たりの医療費が増加しているという状況で、これは大変なことであると思ひますが、要するにこの75歳以上を切り離すということとは思ひますけれども、わかりやすくその辺をもうちょこつと説明をいただければと思ひますが。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

後期高齢者医療制度については来年度から施行されるわけですが、現在、国保世帯の中に75歳以上の老人がいらっしゃるわけでございまして、その国保の中の年齢的に言えば先ほど議員御指摘のように、75歳以上と、それから75歳未満に分類すると。

それからもう1つは、我々共済組合の被保険者ですが、私の両親——両親じゃないですが、母親は共済ですが、そういった扶養になっているその扶養者が、共済の扶養者から後期高齢者の医療のほうに移行していくということにして、他の保険、要するに厚生年金等も一緒ですが、そういうふうには医療制度そのものを基本から変えていこうと、そういう制度でございまして、75歳以上の高齢者等については議員御指摘のように多大な経費がかかっていると。そのかかっている経費を抑える意味もあって、基本的には小泉政権時代の郵政改革ですか、それに引き続いて医療制度改革というのが国の医療制度改革の第2番目に上がっていたところでして、そういう観点からも今度の後期高齢者医療制度というのが創設されたというようなことでございまして、一言で言えば75歳以上と以下に分けるということでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第64号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合

規約の変更に係る協議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第65号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業 2号防波堤新設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

これについてお尋ねいたしますが、この資料をいただいております2号防波堤の65メートルですか、これの契約が86,000千円というような理解をしておりますが、この工法は今までやっていた東側の工法と同じような工法でしょうか、ちょっとお尋ねします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

一緒の工法でございます。これで鋼管ぐいを打って、その上にプレキャスト板が乗るというふうな、そういった同じような工法でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

そしたら、全長140メートルというようなことでございますが、これの完了は20年度ぐらいになると思いますが、そういった見通しはどうでしょうか。完了時期とか、それから金額的にも大分入札の結果、安く請負ができていますようでございますが、そういった面についてお尋ねします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

工期は23年度ですか——を予定しております。それで、工期については恐らくこのくらいになるかと思いますが、金額については若干、入札も結構落ちてきておりますので、減ってくるんじゃないかという見込みはしております。しかし、途中、また今後工事をする上でどういう事態が生ずるかわかりませんので、ここで幾らぐらい減額になりますということは、今ちょっとわかりません。

以上です。

○12番（木下繁義君）

そしたら、この受益者負担金は、もうことしから発生するんでしょう、ちょっとお尋ねします。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

受益者負担金については4%が負担となっておりますので、その分は変わらず引きます。

（「ことしからね」と呼ぶ者あり）はい。

○6番（川下武則君）

ノリの時期ということで、9月以降というか10月に入ったら作業はコンクリ打ちとか、そういうものはストップしてくれというふうに前回はそういうふうな話があったんですけど、今回はどんな感じですか。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

やはりノリの時期になれば、どうしてもコンクリの打設等ができないといったことで、漁協からもそういった申し入れもあっておりますので、これからも多分9月ぐらいまでは何とかなるでしょうけれども、10月以降はやはり打てないといったことになって、去年、今までが、ことしもだったんですけど、3月ぐらいまではやはりノリの収穫が今あっているといったことで、この辺についても再度工期の延長とか何かという問題は出てくるだろうと思っております。ノリ時期はやはりできないといったことでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○2番（山口 巖君）

前回と工事が一緒ということでございますけど、このプレキャストと、ちょっと聞きなれない言葉が出てきたんですけど、その辺の内容をちょっと詳しく説明お願いしたいと思います。

○建設課長（永渕孝幸君）

コンクリートの方塊、塊、防波堤なんか行けば、上のほうにコンクリがありますね。その分を鋼管ぐいの中に打ち入れまして、それでそのコンクリの塊を入れていくわけですよ、下までじゃなくて、下から築上げるんじゃなくて鋼管ぐいに乗せていくと、そういう工法で、このコンクリの方塊のことをプレキャストという呼び方をしております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

詳しく御説明申し上げますと、鋼管ぐいがこっちは外海という、こういうような前ぐい、後ろぐいと、こういうふうに打つわけですね。鋼管の上にパラペットをつくるわけで、まだ、ここは下はポーンですね。これでプレキャストといって平面のコンクリート板の1個当たり40トンぐらいのものをここへぶら下げて、中に波が来んというふうな形で、下は50センチか60

センチぐらいあけて、潮は行ったり来たりするごとしますと。中のしゅんせつはもうせじよかごと堆積土防止で50センチぐらい地面からあかすというふうな工法です。

○12番（木下繁義君）

この工法の140メートル、一番陸側の岸から、この防波堤の予定地までの距離は大体どのくらいでしょうか、はっきりしとったら教えてください。

○町長（岩島正昭君）

2号防波堤につきましては、竹崎の草スキー場に行く下のほうに道のあつですね。あの護岸のパラペットから一番起点まで70メートルあいております。（「ああ、この海岸も全部含めて」と呼ぶ者あり）はい。ちょっと岩盤みたいな石ころのずっとあつですね。（「はい」と呼ぶ者あり）あの分をあけてということです。（「はい、含めてね」と呼ぶ者あり）はい。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○3番（平古場公子君）

ほかの指名業者の入札価格をよかったら教えてください。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

まず、1番目が肥前建設が86,625千円、2番目が副島建設で89,880千円です。それから、3番目の方が増田建設で91,350千円、4番目が岡本建設株式会社96,757,500円、それから5番目の方が株式会社岸本組で96,873千円、6番目の方が唐津土建工業株式会社で97,230千円、以上6業者です。

○6番（川下武則君）

それで先ほどのノリの時期は作業ができないということで、発注のほう、ノリの時期を外すような感じで、遅くとも5月には発注するようにしてもらえたらどうかと思うんですけど。今後も、海岸工事をするに当たって、そういうあれはできないでしょうか、お願いします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

ノリの時期は外すようなことで、こちらのほうとも極力やりたいわけですがけれども、補助事業の関係で、やっぱり県と協議しながらやっていく上で、どうしても発注までにちょっと時間がかかっているというような状況でございます。ですから、今議員が言われるように、もっとやっぱり早い時期からそういった打ち合わせあたりができるとするならば、そういったことを県のほうとも協議をして、少しでもノリ時期にかからないような形で発注ができるようには努力はしてみたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第65号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業 2号防波堤新設工事請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16～第23 議案第66号～議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第66号 平成18年度太良町町立太良病院事業会計決算の認定についてから、日程第23. 議案第73号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、土井代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

○代表監査委員（土井康彦君）

おはようございます。監査委員の土井でございます。よろしく申し上げます。少し体調を崩しております。お聞き苦しい点があると思いますが、御容赦願いたいと思います。

議長の許可を得まして、このたび審査いたしました平成18年度太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計並びに一般会計と5つの特別会計の歳入歳出決算等の審査意見につきまして、監査委員を代表し、その概要を御報告いたします。

なお、詳しくは決算審査意見書により報告いたしておりますので、要点だけを申し上げます。

歳入歳出決算等の審査に当たりましては、一つ、計数は正確であるか、一つ、経理事務等は関係法令等に従い適正に処理されているか、一つ、財産の管理運用及び取得、処分は適正に行われているか等を主眼として関係諸帳簿及び証拠書類を照合し、あわせて定期監査、随時監査及び例月出納検査等も考慮して審査をいたしました。

まず、事業会計、一般会計及び特別会計の歳入、歳出の決算並びに財政調整基金、減債基金、そして衛生施設建設基金等の目的基金、土地開発基金等の運用基金の運用状況に関する審査意見であります。

審査の結果、事業会計、一般会計及び特別会計の決算は、その計数に誤りはなく、歳入、歳出差し引き残高は指定金融機関等の預金あり高と符合し正確であり、また、基金の運用状況に関する計数も誤りはなく、現金の残高は指定金融機関等のあり高と符合し、正確である

ことを確認いたしております。

また、予算の執行につきましては、歳入の確保と、歳出は執行の平準化と効率化に配慮しながら各種施策が推進されており、これに伴う事務事業も議決の趣旨に沿って適正に執行されていることを認めました。

さらに、予算の経理、財産の管理等、財務に関する事務の執行も適正に処理されているものと認めました。

以下、審査意見の主要な点について申し上げる前に本町の情勢をいささか申し上げますと、我が太良町は、平成17年2月及び3月の議会において鹿島市との合併を断念し、単独での町政運営を選択いたしました。これにより、平成13年度から5カ年で実施予定の第3次太良町行財政改革大綱の前倒しの見直しを行い、単独の町政運営に対応すべき第4次太良町行財政改革大綱を制定し、本年で2年を経過いたしております。本職の業務につきましても、この大綱の本旨にのっとっての行政運営がなされているかを主眼に実施いたしてまいりました。

それでは、監査意見の主要な点について申し上げます。

先般、町長より各会計の決算認定の提案理由の概要説明がありましたので、計数等につきましてはできるだけ重複を避けて申し上げます。

初めに、水道事業会計の審査意見であります。

審査の結果、当会計は公営企業経営の原則に沿って運営されており、決算の計数は誤りなく、また、預金残高は現金出納簿及び指定金融機関の預金有高と符合し、正確であることを確認しました。

また、収益的収支、資本的収支等の予算の執行についても議決の趣旨に沿って執行されたものと認めました。

次に、同会計の財務及び経営管理について申し上げます。

第1に、財務に関する事務の執行についてであります。

財務事務処理は適正に執行されているものと認めますが、未収金対策については、執行部において隣戸徴収を実施され、分割納入を推進するなど減額に努力しておりますが、善良な納入者との公正を確保するためにも、徴収頻度をふやす一方で、法的対応についても積極的な取り組みを検討し、早期解決とあわせて滞納発生の防止に向けたさらなる努力を求めるとであります。

また、予算執行の平準化をより一層促進することにより、決算期における不用額の低減に努められたい。

第2に、経営管理についてであります。

経営管理については、平成18年度は料金改定にもかかわらず、平成17年度の6,259,955円の利益剰余金と比較して2,481,593円減少いたしております。このことは、同会計に職員1名を増員しており、人件費の増加が起因しているものと考えられますが、さきに述べました

とおり料金改定が7月の年度の中途であるということを考慮し、平成19年度以降の推移を見守る必要があるものとする考えであります。

給水戸数及び給水人口は減少している中で、今後は有水率のさらなる向上を目指し、業務の効率的運営と経費節減による維持管理費の低減に努力されることを望むものであります。

水道事業管理者として、住民が安全で安心できる水の供給を大前提とする中で、常に厳しい経営環境を念頭に入れ、効率的な運営と維持管理業務に努力され、安定的供給に尽力されたい。

次に、町立太良病院事業会計の審査意見であります。

審査の結果、当会計も公営企業経営の基本原則に沿った運営がなされており、決算の計数に誤りはなく、また、資金残高は現金出納簿及び指定金融機関の預金あり高と符合し、正確であることを確認いたしました。また、収益的収支、資本的収支等の執行については、議決の趣旨に沿って執行されていることを認めました。

財務及び経営管理について申し上げます。

まず、財務に関する事務の執行についてであります。

財務事務処理は、おおむね適正に執行されている中で、未収金についてはここ数年増加の傾向がある中、とりわけ平成15年度以前分については徴収実績が少ないなど、未収金に対する取り組みの努力形跡が見られませんでした。

未収金については、その発生の原因究明と発生防止対策の徹底と累積している未収金に対して、早期解消に向けた努力を傾注するよう強く望むものであります。

また、ほかの会計同様、予算執行の平準化をより一層促進することにより、決算期における不用額の低減に努められたい。

第2に経営管理についてであります。

新築した効果等も相まって、入院患者数及び外来患者数は増加したものの、近年では3年連続の赤字計上になっており、赤字額も昨年の39,125,378円に引き続き、272,148,909円という多額の計上でありました。累計赤字も378,372,887円となっております。この要因として、旧病院の解体に伴う固定資産除去損97,585,491円と、解体事業にかかる費用等51,750,882円、合計149,336,373円の特別損失を計上しなければならなかったことと、あわせて同年度に新規に開設した居宅介護支援事業、通所リハビリテーション事業の支援事業の費用も大きな要因となっております。

医療を取り巻く環境がますます厳しさを増す中であって、公営企業の医療機関としての認識に立ち、何よりも病院自身、自助努力を基本とする中で、常に院長を先頭として職員一丸となって経営意識の高揚を図り、病院経営手法の抜本的改革を視野に入れ、今後はこの赤字解消に向けての企業努力に全力を傾注し、改善について引き続き真摯に努力されることを強く希望するものであります。

これらの指摘事項に対して、全職員が意識改革を行い院内体質の改善を図ることにより、公営企業の医療機関としての位置づけを確固たるものとし、さらには利用者ニーズに的確に対応できる病院づくりに邁進することにより、町内医療機関の中核的な位置づけとなり、町民の健康と福祉の増進に寄与できるものと考えます。

最後に、一般会計及び5つの特別会計の審査意見であります。

当初申し上げましたが、合併を選択せず単独での町政運営を選択して以来、行財政改革大綱に沿った予算規模とされた結果、今回審査した決算内容であったものと考えております。このような厳しい財政状況の中にあって、一般会計では議決の趣旨に沿った行政運営の結果、歳入歳出差し引き額で60,277千円を繰り越し、基金積み立て及び翌年度財源として財政措置されたことは評価できるものであります。また、予算執行に当たっては平準化執行が徐々に浸透し、町民ニーズにこたえるべき努力が見受けられたことについても評価できるものであります。

この中であって、新聞、テレビ等、マスコミでも話題となっております、いわゆる公共料金、公共的負担金の未納が本町でも多額となっております。決算上では町税が30,809千円、町営住宅使用料189千円、保育所保護者負担金が2,653千円の歳入未済額となっており、また、これ以外の公共的なものとして、給食費保護者負担金、育英資金返還金、また特別会計での国民健康保険税、水道料金の未納者など、本町も例外に漏れず滞納となっております。善良な納入者との公正を確保するためにも、しかるべき手段と方法を検討するなど、関係執行部のより一層の減少努力を望むものであります。

5つの特別会計も決算の計数に誤りはなく、適正に処理をされていたことを認め、一般会計同様、歳入歳出差し引き額を基金、または翌年度財源として財政措置しております。

5つの特別会計の収入未収金の合計は47,718千円で、前年度と比較して13.7%の増加となっております。その内訳は、国民健康保険税44,818千円、簡易水道料金2,900千円であります。特別会計の未収金についても、一般会計同様、善良な納入者との公正を確保するという大原則に立って、しかるべき手段と方法を検討するなど、関係執行部のより一層の減少努力を望むものであります。

一般会計における予算現額に対する執行率は97.8%で、不用額38,150千円となっております。

また、5つの特別会計における予算現額に対する執行率は93.7%で、不用額は207,363千円となっております。一般会計及び5つの特別会計とも、より一層慎重な予算編成に努力されることと、執行の平準化をより一層浸透させることにより、決算期における多額の不用額が出ないように努力されることを望みます。

第3に、財産について申し上げます。

財産については、適切に管理されていることを認めました。

この中で取得財産では、将来に禍根を残す要因となる未登記解消と、町有地で長期的な遊休地及び法定外公共物の適正な払い下げ、または占用料の徴収などを実施すべく、関係条例の整備等、事務手続を速やかに実施され、また、対応できる体制づくりを整備し、財源確保の一助とされたい。また、各施設の管理者は最善で適切な営繕管理を実施し、施設等の維持管理に努めるよう望むものであります。

第4に、財務に関する事務の執行について申し上げます。

財務の執行については、定期監査の都度、予算執行の平準化、財政指数の極度の悪化がある現状での対応等について、指摘、指導を行ってきたところであります。

以上のとおり、本年度決算に対する所見及び概要を申し述べましたが、さきにも申し上げたとおり、現下の厳しい社会情勢、財政状況に対処するために、職員の意識改革を推し進め、行財政改革の年次ごとの各実施項目を列挙するなど確実な検証を行い、さらなる積極的な推進を図り、職員一人一人が問題意識とコスト意識を高める中で行政事務を推進することを念頭に入れて対処されることが、太良町の経済発展に寄与するものと考えます。

また、税金、各種使用料の見直しを初め、自主財源の確保に努める一方、現行の補助金制度の抜本的な見直しを行い、既にその目的を達成したもの、現在の趨勢に適応しなくなったもの、他の補助金制度と比較して均衡を失っているもの等、厳格な見直しを行うなど、歳出の効率化に向けての努力を傾注し、厳しい現下の情勢に真摯に取り組むことが、さらなる町勢の発展と町民福祉の向上になることを認識され努力を継続されることを強く望むものであります。

なお、各会計における指摘、検討する事項については、お手元の審査意見書により掲載いたしておりますので、後刻ごらんください。

以上をもちまして、歳入歳出決算等の審査意見の概要についての御報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で、代表監査委員の報告を終わります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第73号までの8議案につきましては、正副議長を含め8名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第73号までの決算の認定については、

企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員については、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、1番所賀君、3番平古場君、5番牟田君、7番見陣君、9番末次君、12番木下君、以上6名を指名し、議長、副議長を含めて8名といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に末次君、副委員長に見陣君が互選されました旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第24 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第74号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

補正予算書（第2号）の17ページの衛生費についてお尋ねをいたしたいと思っております。

塵芥処理費について、当初の予算といたしまして県西部広域環境組合負担金1,389千円が計上されておりました。今度の補正で追加補正を見ますと、1,577千円で合計が2,966千円となります。倍以上の補正になっているわけですが、この内容、また説明をお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

当初予算で1,389千円の計上を図っておりますけれども、7月に一部組合を発足する予定でありましたので、4月から6月までの準備としまして、事務等の計上を1,389千円行っております。

そして、今回1,577千円の補正は、7月以降の一部組合の業務に係る分で、ごみ処理基本計画の策定などの委託料で、町の負担分が1,577千円で今回補正をお願いしております。

○1番（所賀 廣君）

実はこの件だと思いますが、昨日の新聞を見ておりますと、県西部4市5町、伊万里、武雄、鹿島、嬉野、有田、江北、大町、白石、太良町は7月広域ごみ処理施設建設を目指す一部事務組合県西部広域環境組合を発足、こういうふうになっております。この4市5町それぞれにこの負担金が発生しているものと思われませんが、その負担額の持ち分の割合がどうなっているのか、また、この一部事務組合とありますが、これがどこに設置されていて、どういった体制で運営されているのか、また、何年度を稼働目標とされているのかをお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

最初の負担金の割合ですけれども、各市町が均等割で10%、人口割で90%になっております。

組合体制ですけれども、現在管理者1名、伊万里市長です。副管理者、武雄市長です。1名ずつです。それに事務局長として伊万里市から1名、それにあと係長と係として武雄市、鹿島市、嬉野市より各1名ずつ派遣職員が出ております。

3番目の一部組合の現在の所在地でございますけれども、伊万里市に置いております。それと、稼働目標年数ですけれども、平成26年を目標としております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

はい、わかりました。できましたら各市町の負担金額を後日数字でもって文書でおいただきできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点ですが、まだ伊万里市建設に決まっていない状況の中ですが、企業の誘致という考え方があろうかと思えます。予想される公害やさまざまなメリット、あるいはデメリットが出てくることを考慮しながら、この施設を太良町に持ってくる構想が当初なかったのか、あわせて、完成した後の既設の武雄市の処理場がどうなるのかをお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

この処理場について太良町に誘致できないかということでございますけれども、過去、先代の町長時代に風配地区にゴルフ場の誘致、あるいはまた、昨年度に嘉瀬ノ坂に産廃処理場の誘致等々で、これは誘致ではございませんけれども、町民の皆様方から猛反対があつて、

それは決裂したという状況でございます。

今回につきましても、想定される面積が8万平方メートルで、1日当たりの処理能力は200から250トンというふうな膨大な敷地でございますので、太良町も皆さん御存じのとおり、町営水道については地下水を頼っているというふうな状況でございますから、そういうふうな企業を、処理場を太良町に誘致ということはいかかなものかということを考えて、今、各市町村、まだ決定じゃございませんけれども、伊万里をお願いをしておるという状況です。そこら辺の要望等を会議の中で各関係の市町、4市5町に問い合わせた結果、結果というか、向こうから要望があった中で、全部該当なしというふうな返事で、今、課長が言いましたとおり、伊万里がそういうふうな本部がでございますから、伊万里のほうで願いますというふうなことを、みんなの意見で、今、伊万里をお願いしている状況です。まだ決定ではございませんけれども、内諾をさせていただいておるというふうな状況でございます。

○環境水道課長（土井秀文君）

最後の武雄の施設ですけれども、新しい施設ができましたら、現在のごみ焼却場は新施設が完成しましたら廃止する予定になっています。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと言い忘れておりましたけれども、まだ確定ではございません。太良町から伊万里までごみを持っていくと相当な距離だと、一番端っこですからですね。だから、できれば、これはもうお願い、組合の中でお願いですけれども、武雄の施設を中継点として何か利用できないかというふうなもの、今後の検討課題で、杵藤地区まで出張会議の中でそういうふうな検討を積み重ねている状況でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

2点ほど質問をいたしたいと思えます。

14ページのこの安全対策費の工事請負費の2,000千円で、JR振興策としての取り組みということで説明がありましたが、現在カニ橋から防犯灯がついておりますが、その内容ですね、2,000千円はどういった施設に使われるのか。

それともう1点、16ページの総合福祉センターの件でお尋ねしたいと思えます。

当初予算で2,200千円の修繕費ということで上がっておりましたが、また今回260千円というような補正の状況でございますが、前回のとはできたのか、それともそれと加えてか、その辺の内容説明を求めます。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

ちょっと質問の確認ですけれども、事業概要の説明ですかね、交通安全施設については。

(「その2,000千円の工事内容」と呼ぶ者あり) はい、わかりました。お答えします。

これは交通安全対策費ということで、管轄は総務課のほうですけれども、基本的に今回JR振興策の中でも説明しておりますとおり、観光地へのアクセス向上を図るための観光ルートの整備という位置づけをいたしまして、JR振興策の中で位置づけをしまして、手段として県道竹崎上田古里線の改修事業にあわせて、歩行者安全照明灯事業という補助事業を使いまして整備をしていくということで、目的を達成するようにしております。

工事内容としては、既にもう御存じのとおり照明街路灯です。これは4基を予定しております。基本的には県道上田古里線の工事施工に合わせまして、順次計画の中で上げていくということで確認しておりますので、今年度は県道上田古里線の進捗状況に合わせて距離をはかっております。従来、既設の照明灯については25メートル間隔でありましたけれども、今回は50メートル間隔ということで、その場合電線がたおりますので、県道の補修改修と同時施工となりますので、1つは県工事、1つは県の補助をいただいている工事ですので、そこら辺は土木事務所と綿密に打ち合わせをしながら、配線については歩道の地下を、土中をしながら、景観を配慮して設置していくという内容でございます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

16ページの需用費、修繕料の件でございますが、当初2,200千円のうち1,500千円を町民福祉課のほうの予算で計上いたしておりました。それは、1つは末期ブローアのモーター取りかえ、修繕ですね、それともう1点は氷蓄熱施設の点検分解整備ということで、ほぼ1,500千円弱予算を執行済んでおるところでございます。

新たに今度保健所の指導ということで、循環配管の薬品洗浄ということで、保健所のほうから洗浄をなささいというような指導がございましたので、ここに今回260千円の補正予算の計上をお願いしているところでございます。

○12番（木下繁義君）

1点目のJRの振興策でございますけど、土地の買収とか、それから事業目的あたりはどうかになっておりますか。おわかりであったら説明を求めます。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

県道竹崎上田古里線につきましては、今年度は50,000千円の予算を計上していただいております。それで、工事の区間としましては、約200メートルといったことで、その間につきましては、先般もう用地の相談を済ませております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

きのうちちょっと報告を受けたわけですけど、一応入札が完了しておるそうです。もう執行、

発注しているという連絡を受けております。（発言する者あり）

○10番（山口光章君）

歳出の19ページの消防費の目の3ですね、津ノ浦地区に3,720千円と、格納庫を新築すると、また、津ノ浦地区で公民館の新築もやる予定であると思っておりますけれども、実際の消防団の合併問題と申しますか、そういった方向性を考えていたさなかに、こういったことをするという事は、もうそういうふうな統合的な考え方は、あの地区ではないと考えてよろしいでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

消防団の統合ですけれども、今回は公民館の建築とあわせて、消防の詰め所も改築をするということで、区から出ております。私たちもその消防団の統合については、それぞれの区長さんとも相談をし、今、協議をしている段階です。

それで、これについては、公民館の改築と一緒に合わせて、詰め所も改築するという事で、昭和38年から建設をされておりますので、大分古くなって、これはもう前段階からこういう計画はあったんだけど、最終的には今回お願いをするということで、私たちのところに来ております。それとはまた別で、私たちについては、消防団の統合については別で話をしております。

○10番（山口光章君）

もう1点お願いします。

歳出の14ページの交通安全対策費、木下議員と同等の質問になるかもしれませんが、今現在、竹崎上田古里線、あそこに15基ですか、照明が立っていると思います。それで、今度4基というようなことで、これは将来的な開通というか、改良した結果に応じての計画的に4基を設置する予定だろうと思いますけれども、将来的には何基くらいになるのか。

それで、一番これで負担がかかっておるのは、電灯費、電気料だと思うんですね。こういったことがJR振興策の中で、つくったはいいけれども、これは点灯は将来的に1つ越しにつけていっちょこうとか、いろんな面が出てくると思いますよ。しかし、あそこはもう観光道路として、実際にJRの橋ができた、カニ橋ですか、あれができた時点から、もう観光道路として活用できる、グルメ道路ですか、そして街灯にも要するにグルメ街灯みたいな感じで宣伝効果も備えておりますけれども、実際そういった1つ越しにつけようとか何とかというような考え方がもしあったとしたら、何の効果もないというようなことであって、実際に将来的には竹崎まで何基街灯が備えつけられるか、そこら辺を、距離的にはどうなるかわかりませんが、今、4基というようなことでございましたので。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

これについては、工事関係はうちのほうにというようなことになってお聞きしておりましたので、19年度4基しまして、20年度が6基、21年度6基、合わせて16基を計画しております。

以上です。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

技術的な設置基数は、今のところ改修に合わせて今回県道竹崎上田古里線は大浦の佐賀新聞の販売所までですから、その整備に合わせて設置をお願いするということになります。最終的に距離で50メートル間隔で割れば16基ということになります。

御指摘の電気料、これについては、既に既設の分でかなり我々も、今回一番問題になるのは、施設は整備したわ、後々の管理料はどがんなっとかと、そういうことをやっぱり行政経費を削減している中で、そういうふうな経費の削減も考慮して今後は運営していかなければいけないということで、一応設置した段階で夏時間、冬時間等設置して、基本的に深夜の10時以降は消すとか、そういうふうな工夫をしながら、センサーによってつく機械ですので、そういうふうな工夫をしながら努めて経費の削減を図っていくということになっております。

そして、先ほども木下議員の質問にお答えしたとおり、今回の場合は50メートル間隔でやっていくということで考えております。

○10番（山口光章君）

実を申しますと、あそこは通学道路のわけなんですよね。冬場、距離的にも長いし、竹崎道越地区の方々の子供さんたちが、いつも見るんですけれども、ずら一と並んで通学されております。そして、クラブかれこれありますし、そういった面で、50メートル間隔もよろしいでしょうけれども、やはり防犯の面から見ても、安全策としてそういったことを配慮してもらっておかなくちゃいけないなど。要するに今までが今までで、とにかくあの蛍光灯ですか、あれなんかも暗いとか何とかいうふうなことで、非常に観光道路であって、スクールゾーンでもあるわけですから、そこら辺もやっぱり十分考えて、検討課題といいますか、防犯の面も十分考えてやっていってもらうべきだと、そのように思っております。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

御指摘の件も十分考慮しながらやっていきたいと思っておりますけれども、基本的にかなり25メートル間隔でつけて、かなり明るいというものがありましたものですから、今回は一応50メートル間隔、それでも十分じゃないかということで一応計画をいたしております。

○8番（久保繁幸君）

関連なんですけど、今さっき管理費のことについてお答えもらったんですが、今、既存のカニがついて、グルメロードとついておりますよね。それを提案ですよ、各旅館に管理を持

たせるために、その中に広告を立てるような県との交渉はできないのか。そういうものはどんなでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

当初は、竹崎橋、あの跨線橋の開通に伴ってバイパスが開通したということで、バーナーサイン、結局は商業等をつけるような形となっております。基本的に占用申請を出さなければならなかった関係で、民間の広告については一切してはならないという規定で断念しております。

○3番（平古場公子君）

今、佐賀新聞社前までできるということですけど、土地の交渉が大分難航していると聞いているんですけど、これは解決できたんでしょうか。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

まだ完全には済んでおりません。今からそういった関係の方には、区長さん初め、地域の方と一緒に相談に行くような予定をしております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

資料18ページ、このガザミの畜養試験委託料として2,149千円、JR振興策としての事業が計画されているようでございますが、これは元の養殖場を改修して、そこにガザミを試験的にやるというようなことのございですが、これは、あそこをしゅんせつして費用はこういったもので済むものやろか、ちょっとその辺ばお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

18ページのガザミの畜養試験委託料という2,149千円の内容でございますが、先ほど議員おっしゃった、元の漁協の養殖施設を利用して、その場所に畜養施設を建設したいと思っております。ただし、すぐに大きな事業費をかけて建設するのは、まだガザミが、一般質問でありましたとおり、久保議員のほうからもいろいろ水温の関係とか、あるいは水深の関係とか、それから私たちも水産振興センターの職員、あるいは漁協の職員さんといろいろ打ち合わせをしておりますけれども、すぐに大きな施設をつくるのではなくして、2年から3年、ことしの2,149千円につきましては、一般質問でも申しましたとおり、屋内でのえさの試験とか、それから屋外での水深、どのくらいの水深がいいのかというようなこと、試験、大体3年をめどに考えておりますので、その第一段階の試験の事業費ということで、これは本事業費ではないということでございます。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

先ほどの山口議員の発言の項目と同じになりますが、消防施設費の3,720千円の補正、それと公民館費の2,000千円の補正、これは条例を見てみましたところ、両方ともこの金額が補助金の限度額だというふうに解釈しております。この2つの金額なんですが、差があるのはわかりますけど、何を根拠にこの金額が示されているのか、わかりましたら御説明をお願いいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

19ページの消防費の今回の補助の3,720千円の積算根拠ですけれども、これについては、平成8年度よりこの金額でしておりますけれども、面積的には17坪程度、それで坪単価が243,200円の17坪を掛けて、それから90%の補助ということで3,720千円ということで、その当時こういう消防施設を建てるときに、これくらいが目安でいいだろうということで、当時の方はそういうふうに算定をされて、当時そういう消防施設ができるということですね、それを積算に基準的なものをして、今現状ではそういう、それに大体合ったぐらいの面積で消防詰所についてはできております。

以上です。

○公民館長（寺田恵子君）

それでは、20ページの地区公民館整備事業費の補助金の2,000千円の算定基礎ですけれども、先ほど議員が言われましたように、要綱の中に定められております。補助率が20%、限度額は2,000千円ということを決められております。その算定基礎としまして、地区から出されております見積書の中にありました補助対象経費を11,938千円ということでありましたので、その補助率の20%を掛けますと、2,387,600円となります。それで、限度額を設けておりますので、その分、2,000千円を今回補正をお願いしているというところでございます。

○8番（久保繁幸君）

まず、16ページの款の7項、地域支援事業の委託料のケアプラン作成委託料1,593千円で、当初予算で2,000千円近く計上されていた分、これが何かということと、それともう1つ、21ページの教育費の学校給食費、修繕費が当初650千円上げてありますが、また140千円、このたび上がっております。これは何を修繕されるのか。そしてまた、給食センターの備品購入、当初170千円でしたんですが、今度570千円上がっておりますが、その辺の内容説明をお願いいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

16ページのケアプラン作成委託料の件でございますが、当初予算からしますと、今現在、7月分まで実績が出ておりますが、既に1,364千円程度執行が済んでおります。そういうこ

とで、どうしても当初予算がちょっと見込みが甘かったということで、今回1,593千円の補正をお願いしているところでございます。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

21ページの学校給食の件でございますけど、これについてお答え申し上げます。

修繕費の140千円でございますけど、昭和42年の建築で40年ほど経過しております。調理室のほうと洗浄室のほうの間仕切りの柱が劣化しておりますので、この分についてお願いしてございます。

それから、備品についてでございますけれど、検食保存食用の冷凍庫がございますけど、これが10年以上経過しておりまして、来年度購入を予定しておりましたけど、ちょっと調子が悪うございまして、修理が不可能というようなことでございますので、570千円の冷凍保存庫を購入させていただきたいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

ケアプランのほうで7月で委託料が1,360千円、そしたらば、この作成人数がふえたということですかね、これを利用される方が。当初はどれだけ見込まれていたのか、今現在、この1,360千円、幾らぐらい、何人なのか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初は、新規が月10件で継続ということで見直し、最低6カ月で介護保険の見直しがっております。それが当初継続は30件ということで当初予算計上いたしておりました。実績では、トータルで大体70件から76件で今まで推移をいたしております。そういうことで、特に継続のほうで当初の見込みよりふえましたので、今回そういうことで補正をお願いしているところでございます。

○8番（久保繁幸君）

給食センターの検食の件についてお尋ねなんですけど、給食センターの検食は何日間の規定になっておりますか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

2週間以上の保存をせんといかんということになっております。

○10番（山口光章君）

21ページのその給食費のことです。学校給食費、修繕料と給食センターの備品と、先ほどの課長の説明では、築40年たつとるからどうのこうのとおっしゃられました。給食センターの備品も10年あれしていると、そしたら、当初予算でもそういう面は上げてよかったのではないかと。また、6月の議会においても40年たつとるんだと、はっきりしたことを今説明されるんだしたら、どうして3月の当初で計画を立てたり検討してみたりして、6月にも上

げられたんじゃないかと、ぎりぎりになってから補正をしましたよと、それに基づいて理由は何かと言われたら、40年もたっていますからと、6月も3月も40年たつとるわけですよ。

だから、補正のやり方がやっぱりそういうふうには急を要する場合は、6月でも3月でも当初でもよかったのではないかと、そのように感じますけれども。そうしないと、何でもそのときになってから補正を組みよっては、なかなか何でまたと言われるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

議員言われるとおり、相当年数もたっておりまして、経費的にもてるだろうというようなことで判断をして、幾分修繕というようなことで予算は計上しておりましたけれど、修理不能というようなことを聞きましたので、大事な食のほうでございましたので、急ではございましたけど、買わせていただきたいと思えます。

それから、建物のほうでございまして、議員言われるように、土間コンクリートで水周り、水作業が相当あっておりまして、これも大丈夫かなというようなことでしてありますが、何せ古くなれば古くなるほどちょっと水のほうの支障で劣化しましたので、そういったことで今後十分に現場のほうを観察しながら新年度で今後対応して、ほかの面でも対応していきたいと思っております。

○10番（山口光章君）

安全な食を供する職場でございまして、子供たちの大切な一日の食事ですから、こういうふうなことは遠慮しなくても上げていべきものじゃないかと、そのように思いますので、遠慮しないで、ひょっとしたらこうなるかもしれん、ひょっとしたらと、まだまだ大丈夫かなと思わんで、やっぱり子供たちの食事の面をあれする場所ですから、その辺は遠慮しなくてもいいと思えます。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

議員御指摘のように、今から存分に調査をいたしまして、予算を要求していきたいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

その冷凍庫の件について、参考のためにお伺いいたしますが、大きさがどれくらいなのか、また、マイナス何度まで冷えるのか、お尋ねいたします。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

マイナス20度以下でございまして、マイナス25度ぐらいまでの機能というようなことで、高さが約2メートルほど、それから横が約1メートルほどというようなことで考えておりま

す。

○8番（久保繁幸君）

ちょっと私どももそういう機械を扱いますので考えますが、2メートルの1メートル、多少値段が張るのではないかと思います。どのような算定をされたのか、お尋ねいたします。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

カタログ等を見まして、それから今納入してもらっております冷凍庫ですね、ここの業者のほうと一応交渉をいたしております。それで、どうしても財源的に少ないから、その辺勉強をしてどれくらいでしょうかというようなことでお願いして、この金額を上げております。

○7番（見陣泰幸君）

19ページの辺地対策事業、ここは場所はどこなのか、そして距離とお願いします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

辺地対策事業の分は、中尾の辺地の分でございます、ここで補正上げておりますのは、当初はそこに2つの橋梁があるわけですね。それを施行するようなことで当初予算計上いたしておりました。しかし、現地を施行に当たって検討していただいた結果、このあれでは橋梁を工事する資材等の搬入が無理だという場所がございまして、全線じゃあもうその分は改良しますけれども、まず全線を測量して、そして後で橋梁の工事にかかっていった方がいいんじゃないかというようなことで、ここで組み替えをお願いしているところでございます。

場所は大野のほうに行くほうと、中尾分校に行くほうと、ちょっと二股が田中さんという御自宅があって、その下付近にありますけど、その別れから左の下の大野のほうに行く、川沿いに沿っていくその道路でございます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

19ページなんですけど、消防費ですね、非常備消防費、これが当初の予算書見ておりますと36,025千円、これを6月の補正時に7,990千円の補正をなさっております。その出方として、特定財源から6,374千円、一般財源から1,116千円、こんな内訳になっておりますが、また今回一般財源として1,000千円の補正が上がっておりますけど、この辺の内容等の説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

6月の補正については、消防団の退職報償金とか、そういう関係で金額を出しております。前年度退職された方の報償金を出しておりますけれども、今回の補正の1,000千円の件については、消防団の定数条例の金額で、今まで17,200円の掛け金を掛けておりましたけれども、

今回法律の改正で19,200円に金額が変わりましたので、その分の500人掛ける2千円分で1,000千円の補正を今回計上したということとなっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので採決いたします。

議案第74号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第25 議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 議案第75号 平成19年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

6ページですけれども、支払基金交付金が過年度分として追加交付をされております。いわゆる医療給付者がふえたということだろうと思っておりますけれども、今後、ますます医療費というのが年々増加の一途です。先ほど申しましたとおりに、老人用に限っては1人60千円ぐらい上がってっすかね、50千円ぐらい大体1人当たり給付額が上がるとも思いますが、この予防の効果、今回無料化から有料化したですね、その健診率あたりとの兼ね合いですね、その点はどのようになっているか。有料化になって健診率が下がったということか、健診率は変わらんけれども、やっぱり自然増加で上がっているのか、ここらの兼ね合いはどのようになっているか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

18年度から健診等については一部有料化というような形でいただいているわけですが、基本健診等の健診率から申し上げますと、17年度が3,537人に対して2,345人ということで66.3%と、それから18年度が3,749人に対して2,363人で63%ということで、約6%程度落ちていると。

それから、有料化等については、当初計画では1,603千円ぐらいしとったやつが、1,400千円程度で、18年度実績ですね、なったところでごさいます、ただ、老人等の有料化については、70歳以上については無料だということで、そのところの有料化については従来どおりやってきた経緯がございまして、特段有料化に伴って健診率が下がったというようなことはなっていないというようなことございまして。

この2点で――以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第75号 平成19年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第26. 議案第76号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第76号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第27 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第27. 議案第77号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

議案書にはちょっとない部分でございますけれども、関連として、今回大橋興産の山林購入について、きょう、この陳情書が参っております。35名の推進委員さんの捺印とともにですね。それで、実際この大橋興産の山林の購入を進めていただいておりますというように、以前町長のほうからお話がありましたけれども、今後、検討というよりも、実際必要とあらば購入をされたいというような考え方だと思いますけれども、どういった、今、ここでこうしたいとかいうようなあれはまだ検討段階でしょうけれども、こういうふうな陳情書が出たり、いろんな方面から運動じゃないですけども、出てくるだろうと思います。そういう中で、町長をトップとしてこの先、太良町の山林としてどのような考え方を持っていられるのか、そこら辺をぜひお尋ねしたいと、そういうことによって、私たちの考え方もいろいろと参考になりますから。

○町長（岩島正昭君）

大橋興産の山林購入の件でございますけれども、先月やったですかね、社長がお見えになって、いろいろ三役と担当、四役も入れたところでお話をしたわけでございますけれども、従来の先代の百武町長時代の話と、皆さんたちある程度聞いておいでになると思うんですけども、元の議員さんですね、どうも話の内容が若干変わってきておるわけですよ。確かに私としても金額さえ折り合えば、ぜひ必要ではあると、水源涵養の面からもですね。そして乱伐、乱開発防止についても、太良町は地形的に平たん部が少なく、急傾斜ですぐ海だということで、災害等も乱開発してそのまま木も植えて放置されれば大災害が起きるということで、極力前向きには検討しておりますけれども、金額面で再度お話をしたいということで、まだ向こうとお互いの話だけで、細部についてはまだ今からです。今、そういう状況でございます。

○6番（川下武則君）

ついでなんですけど、私たち山林のその木と山とが一体になって、大体どれぐらいで売買をされているものか、普通ですよ、そこら辺が全然わからないんですけど、大体目安というのがあったら教えてもらえたら助かります。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと質問がわからんやっただですけど、今、大橋さんが町に打診しておられる面積ですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）面積で350町です。今、太良町に打診をしておられるのは350町でございます。

それと、その上物は大体大きいので80年ぐらいのものもあるそうです。ヒノキ、杉ですね。細部についての何反が80年伐期用、何町が幾らと、そこまでちょっとまだ今のところわかってらんですけれども、資料はちょっと持ってきとらんもんですから。

○10番（山口光章君）

その問題で、一番負担になるのは管理の問題だと思うわけですよね、その後の、後ほどの、その体制は整えるような手段は考えておられるのかどうかですね。要するに乱伐して、あとその前にほっぽらかしということもできないし、その後はやっぱり植林となってきて、また30年40年の月日が流れるわけですから、それでやっぱり山主がいない以上は町のほうで管理と。やっぱり森林組合とかなんとかに委託をして、その管理費用とか、それが採算合うのかどうかですね、その辺からずうっと考えてみましても、そして若い後継者も少なくなっているというようなことで、どういう感じかなあと、そのようにちょっと気になるもんですから、そこら辺はどういった考え方でしょうか。

○町長（岩島正昭君）

議員御指摘のとおりでございます。先々山を買って、後はどうなるかと、どうせ町直営ではできないものですから、森林組合等々に委託をせにゃいかんということで、考えようでは雇用対策にもなると、だから値段次第で、ある程度の町の要望、向こうの言い値でどれくらいで落ちつくか、今からの協議で最終的に決まれば、また議員さんたちにお諮りをしたいと、かように思っております。

○5番（牟田則雄君）

関連質問ですが、もし審議に入るとすれば、ぜひ山の見取り図か管理図ですね、もう大方のところは県とか町が買って、あと残りが300から450町ということでございますので、森林組合のほうにもそういうふうにはおきましたが、広域伐採云々ということが出てくる以上は、どのくらいまとまってあるのかというのを、差し当たって私たちも知った上で審議をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（岩島正昭君）

今回の350町の内訳としましては、160町についてはまとまった土地です。あと、残の190町につきましては点在しております。だから、そこら付近が県の木材のシンポジウムの中で

も私、一応役員という形で町村会から代表で役員になっておりますから、県の林務課ともその中で、とにかく今後の林業については後期高齢者の時代になって、後、林業の後継者がいないと、だから恐らくそういうふうな中国興産という伊万里に大きな木材会社があるそうですけれども、その会社が県内も県外ももちろんですけれども、買い占めよるといふような状況ということだそうです。だから、県としてもそこら付近を大量に買って、もう何百町と伐採せんで、ある程度の目標値を県が指示をして、例えば、500町買うた場合は100町ずつ年度計画でしなさいとか、そういうふうな計画を県のほうである程度縛りをしてくれんかという要望は出しております。

それと、跡地の植林ですね、乱開発してそのまま放置じゃなくして、植林まで条件の中に入れて規制をかけてくれるというふうな要望を、この前、先々月ですか、会議の中で発表したところでございます。

以上です。

○11番（下平力人君）

今、育林ですかね、この過程というのが以前に比べまして非常に長くなつたと、植林を新植をして、草払い、あるいは枝打ち、間伐、切り捨て間伐から利用間伐というふうな過程を経て、そして昔は40年から45年ぐらいを伐期としとったんじゃないかと思いますが、今、80年なんだと。そして、利用間伐の中に場合によって大きなものからずっと金にかえていくという形になっておりますけれども、そこで私が思うのは、この間末次議員の一般質問の中でも出とったように、やはり木材価格が低迷をしとつても、計画的に主伐をしながら、幾らかの植えかえといましようか、こういうのをやっていくことによって、仕事の間、いわゆる関連した人たちの雇用の場というのは提供できるし、そしてまた、価格が高くなりましたからといって広域的に伐採をしても、後々これは大変なんだと、一度に金を出さなきゃいかんということ等にもなりますから、ひとつそこら辺を今後ぜひ検討していただきながら、よりいい活力のある森林経営ですかね、林業経営につなげていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか、その辺。

○町長（岩島正昭君）

確かにそういうふうな伐期は来ている町有林が何町かございます。計画的な伐採ももちろんですけれども、その計画を立てる上で、今、伐採をして素材で出すというふうなことを計画しますと、どうしても賃金が高く、立地条件によりましてけれども、場所によっては賃金等で食われてしまうというふうな状況でございます。今後、その素材丸太を1次加工か2次加工して角材として売ったらどうかと、そして賃金等でとんとんぐらいの値段でいけば幸いじゃないかということで、そこら付近も担当課長に参考のために計画をしてみろという指示はしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第28 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第28. 議案第78号 平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

通所リハビリテーション事業のところで、正職員の准看護師1名の人件費を計上していましたがというところで、やっぱりもう正職員として准看護師でいいんですか。ちょっとお尋ねします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

看護師がスタッフとして1名おったほうがよろしいということでございます。だから、准看、正看は問いません。

○7番（見陣泰幸君）

病院の看護師も正看だけを今とっていると思うんですよ。ここで准看ではなく正看のほうが率的にもいいんじゃないかと思うんですけど、准看と正看の国から来る補助ですか、そこら辺どれくらい違いますかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

国から来る補助等については別に変わらないんですけども、今回の異動というのは准看護師の正職員を当初通所に充てていたんですけども、異動で正看護師の臨時を通所に充てたということでございます。

○12番（木下繁義君）

この175千円の増額でございますが、新規採用の臨時職員の被服と、ユニフォームという
ような説明であります。何人分でしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、臨時職員とそこのスタッフの分で8名でございます。

○12番（木下繁義君）

そのうち臨時職員は何人おると。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

7名でございます。

○12番（木下繁義君）

ちょっと提案といいますか、今までいろいろ感じたこと、そしてまた耳にしたことをちょっと申し上げてみたいと思いますが、太良病院の1階のほうに小児科並びに外科、整形というふうにございますですね。そして、患者さんのほうからも番号制にしてみたいと、そういったことはお願いできないかというようなお話もあっておりました。それからまた、よその病院に見舞いなんかに行ってみて、名前はいろいろ都合が悪いと、病室にも名前札が掲げられていないようなところもあります。プライバシーの問題等々というようなこともございまして、受付で番号制にしてもらって、例えば、何番かん番といった呼び出しをするようなやり方はできないかと、そのほうが患者の人たちも待っていらっしゃる中でも、自分は何番だから、例えば、今5番と呼ばれたから、7番の人は自分はあと2人後とか、そういったことをぜひ取り入れてもらえないかというような話もございましたし、私も実際あっちこっち行って、見舞いなんか行って、そういった体験もありますが、そういったことの御検討をしてみたいわけですが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

番号制でちょっと検討したこともありましたけど、もう一回検討してみたいと思います。番号制で番号札渡してから、そしたら木下議員言われたように、あと何番ぐらいで自分の番だとか、あるいは個人情報で個人の名前が出ないとか、そういう利点があると思っています。ただ、その場合、考えておかないといけないのは、順番どおりに診察が行われるとは限らないということを十分わかってもらうようにして検討したいと思います。

○5番（牟田則雄君）

この中で、期末勤勉手当というのが入っておりますが、これは本給に対してどういう種類の手当になるか教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

給与費の期末手当の減額の方ですね、ということですね。

○5番（牟田則雄君）

いや、特別に勤勉という名前がついとるけん、何か特別に働いた人にやる手当か、そうじゃなかったら、本給の中にこういう名目が入るとるのか、そこら辺がちよっと一般論からすればわかりませんので、教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、正職員の6月と12月に、いわゆる通称ボーナスという分なんですけれども、それは全正職員がもらっております。そのことを指していると思います。

○10番（山口光章君）

3ページの研究研修費の100千円ですか、ちよっと2点お尋ねします。

学会等参加負担金というのは、要するに1年間を通してこういうふうな学会などの参加と期日とか規則的に決まっていなかったりかどうかですね。突発的にこういうふうな負担金を払わにやいかんかったかということと、4ページの給与費ですね、減になっておりますけれども、看護師の給料、この説明をお願いします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、1番目の学会等参加負担金ですけれども、これはドクターから一般の職員まで年間大体ほぼ決まっているような負担金です。それで、ドクターについては全国と九州に年1回ずつは皆さん行っていただくというような考え方で、そのほかの医療技術員もそういうような考え方で、その学会等に出席されるときに負担金というか、そういうものを組んでおります。

それから、4ページの看護師給与なんですけど、これは通所リハビリテーションに当初准看護師の正職員ですね、その方を予算として組んでおったんですけれども、4月1日の時点でちよっといろいろ事情がありまして、その方を臨時の正看の方と変えたものですから、その正職員の准看護師分を今回落としたということでございます。

○10番（山口光章君）

3ページの研究研修費の質問は、要するに規定どおり組んでおるといふのに対して補正をしているから、これはどういったあれですかということです。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ちよっと質問の趣旨を取り違えてしまいました。この100千円の補正というのは、実は総看護師長が新たに18年度からなられたものですから、その方がぜひ行かせてくださいと、

ずっと以前からおっしゃっていたわけですが、その総看護師長としての研修にですね。いや、ちょっとそれは待っときんさいということで認めとらんやっただけですが、去年も実は行かせなかったんですが、ことしはもうぜひ行かせてくれということで、当初削ったんですけれども、もうどうしてもおっしゃるもんですから、今回補正を100千円させていただいて、その研修に行ってもらおうというようなことにしています。名称は看護管理者制度ファーストレベル教育課程という内容なんです、それで今回補正をさせていただいたということでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○8番（久保繁幸君）

今の関連なんです、今ドクターが全国、九州、年1回ずつということで、今の分の100千円は看護師の研修ということなんです、職員の研修を山口議員聞かれたと思うんですが、それが全国、九州と1回ずつ行かれて、当初予算1,780千円ですよ、その辺の内訳もどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その1,780千円のうち、研究雑費というのを180千円組んでいるんですよ。これは、ちょっと内訳を申し上げますと、全国国保地域医療学会というのがあります、これは従来は町長と院長とずっと行ってもらっておりました。それから、ドクター分が全国と九州の学会等に、金額まで申し上げますと20千円ですね、それから病院事業経営者経営講習会等で10千円、それから薬学大会に6千円、それからPT学会、これは理学療法士の学会ですけども、これに12千円、それから栄養士研修会で6千円、それから医学検査学会ですね、これは臨床検査技師ですけども、これに10千円、それから看護師の、今申し上げました総看護師長以外の看護師の研修会に40千円と、その他、ひょっとしてまた別のにやらなくてはならないときがあるかということで、20千円余分に計上しています。それからテキスト代として、そのときのテキスト代として50千円を計上しているというようなことでございます。

○9番（末次利男君）

通所リハビリについて質問いたします。

今回、新病院建設に伴って、この介護保険事業に参入したわけでございまして、まだ日は浅いわけですが、現状、この通所リハビリの利用者は何名なのか。今いろんな看護師の繰りかえとか、送迎用の車を購入したとか、いろんなことが議会に上程されておりますけれども、そういった中で、利用者は幾らなのか、あるいはそのスタッフはどれくらいなのか、そこをちょっと教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、9月時点の利用者を申し上げますと、月曜日が19名ですね、それから火曜日が18名、

水曜日が17名、木曜日が18名、金曜日が18名と、もうそろそろ20名に届きそうなくらいになっておりますけれども、この1日に大体17名から19名の利用者をスタッフ8名で見ているということでございます。

それで、車は利用者の地区を申し上げますと、大浦の方で1日平均大体3名から4名いらっしゃるんです。あと、山根地区とか、山手の方もいらっしゃいますので、1日に大体朝迎えに4台の車で行っております。それで、その4台に1名だけで行くんじゃなくて、1人が運転手で、1人がその補助者と、利用者をいろいろ車に乗せたりする補助者ということで2名で行っています。それで、スタッフが今8名おるということでございます。

○9番（末次利男君）

スタッフは8名で、約20名近くの方が利用していただいておりますということですが、一番売りは、いわゆるPTODの充実ですね、この辺は現状では1人、どちら、理学ですか、作業のほうですかね、どういう考え方を将来的に持っておられるのか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

通所のほうは、これはもう大体1名から2名、今1名なんですけれども、理学療法士を1名なんですけれども、これは2名にしたいというところもあります。採算の面でなかなかふやせないというところもあります。そのほかの、医学的理学療法のほうですね、いわゆるリハビリテーションと言われているところです。そこを将来的には理学療法士、今2名おりますけれども、OTですね、作業療法士ですけれども、これもあと1人ぐらいはふやさない、今後対応できていけないんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第78号 平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第29 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第29. 議案第79号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第79号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第30 議案第80号

○議長（坂口久信君）

日程第30. 議案第80号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

提案申し上げます。

議案第80号は、平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、議案第65号で御審議いただいた工事であります。工事区域及び工期が重複した隣

接工事の請負業者が落札した場合、諸経費を合算し変更することとなっております。入札の結果、平成19年3月30日に契約した平成18年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事の請負業者である株式会社肥前建設が落札されたため、諸経費について合算設計変更したので、減額による請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第80号 平成19年度道越地区広域漁港整備事業2号防波堤新設工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。各常任委員会の調査研修をより一層促進するため、総務常任委員会には庶務、財務、税務、厚生、文教に関する事項、経済建設常任委員会には農林、水産、商工、観光、土木、建設、水道に関する事項、議会運営委員会には議会運営等に関する事項について、おのおのの常任委員会は調査研修を行い、町民の負託にこたえられるよう付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会にそれぞれ調査研修を付託することに決定いたしました。

お諮りします。今会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして、平成19年第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。

午後1時41分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸